

# 滋賀県における公社造林の展開過程

北 尾 邦 伸

The Development of the Forest Corporation  
in Shiga Prefecture

Kuninobu Kitao

## 要 旨

近年、拡大造林の伸展は著しく鈍化してきている。木材価格の低迷と林業労働者不足・労賃高騰がその主要因であると考えられるが、このような経営条件の悪化の中で、公社造林だけは着実に伸展している。そこで全国的に最も大規模に事業を行ない、かつ、それを県外からの出稼ぎ労働者を大量に（年約800人）引き込む形で行なっている滋賀県の公社造林をとり上げ、県外労務に依存を強めてくる過程、および、その労働力掌握構造を分析した。

当公社は、昭和40年に設立されたものであるが、この10年余の間にその育林労働は、部落請負による農民的なものから、土木事業的請負業者による賃労働的なものへと変化してきた。

公社は、初め半ば行き掛りの請負業者（約100名）を掌握してきたが、その後両者の関係はほぼ固定した。しかし、その下での労働者の年々の入れ替りは激しい。出稼ぎ労働者は「当座の金」の高い方に流れるが、当公社はまさに、出来高賃金制の下での労働の自己強化によって、「高水準」賃金を形成し易い所としてあった。この「高水準」賃金によって、伐出業従事者からも、また他産業に一度流出していたものをも当公社に引きつけているのである。

しかし、育林労働の労働組織として定着するには、人為的に区分した作業目標に向ってその能率を高める形での労働強化だけではなく、これまで切り捨ててきた農民的なもの（土地集約性、生産―労働の自己完結性）、および、老人・女性労働力をも再度くみ込み直して行く必要があるように思われる。

## I はじめに

わが国の民有林における人工造林の伸展は、昭和40年代に入って停滞・減少傾向を呈していた。最近（昭和46年度以降）になってのその減退現象は特に著しい。年度別民有林人工造林面積は、36年度に一つのピークを示し、338千haを記録するが、その後40年度には284千ha、45年度には269千haと推移してきたものが、50年度には170千ha（うち142千haが拡大造林<sup>1)</sup>）と一時の半分以下にまで低下するに至るのである。

この主たる要因は、一つには外材が大量輸入され、それが木材価格形成を主導するに至ったことによる材価低迷であり、一つには都市の労働力吸引力の増大に伴う造林賃金の上昇であった。昭和50年の造林賃金は、31年当時のその11.7倍に達したが、一方スギの立木価格は3.8倍

にとどまり、<sup>2)</sup> 育林投資の内部収益率は至って低下してきたのである。

このような事態の中で、造林公社による造林は着実に伸びてきている。昭和40年度には3千haであったが、45年度には17千haに達し、50年度でもこの水準を維持して18千haの造林が行なわれている。そして、現在、全国の33府県に37の造林公社（林業公社と名乗る場合もある）が設立され、今や、民有林拡大造林の有力な担い手になってきているのである。

上述したような林業経営をとり巻く厳しい条件下にあって、このように公社造林が堅調なのは、一つには「経営」（収益計算）をある程度度外視して地方林業の政策的見地から造林を行なっているためであり、府県からの債務保証をえながら、府県とは独立した、制度融資の借入を可能とする機関としてあり（農林漁業金融公庫が県営林を、さらに、公社のない一部の県についての県行造林を、貸付対象としたのは47年度からであり、それまでは都道府県に対する造林資金の制度融資の道はなかつた<sup>3)</sup>）、また、融資残の事業資金も府県等から仰ぐ形で、そのための公的資金を確保しているからである。そして、また、一つには、公社の分収造林に土地提供を希望する林家が多数形成されてきているためであると考えられる。

しかし、このような2条件が与えられて公社造林が伸展してきたとしても、造林遂行の際の労働者の確保に関しては、山村をとり巻く一般的な困難性が横たわっているはずである。48年秋のオイル・ショック以来、日本経済は不況期に入っているとは云え、労働者を林業労働に繋ぎ留めておくことは容易ではない事態が継続している。

よって、このような時期に、民有林拡大造林の有力な担い手になってきた造林公社の労働力掌握構造は、重要な研究対象になると考える。本小論は、このような課題に接近するために、毎年多数の他府県労働者を引き込む形で事業を行なうに至っている滋賀県の造林公社をとり上げ、その展開過程を林業労働力の発展的掌握過程として実態把握せんとしたものである。

## Ⅱ 当公社の概要および特徴

滋賀県には、現在、2つの造林公社が存在する。一つは、昭和40年に設立された社団法人滋賀県造林公社であり、一つは47年6月に公布された「びわ湖総合開発特別措置法」との関連で49年3月（48年度）に発足した財団法人びわ湖造林公社である。ここでは、まず、これら公社の設立経緯および事業経過についての概略を述べ、さらに、全国造林公社の中に占める当公社の位置づけと諸特徴について触れておきたい。

滋賀県の民有林面積は約20万haであるが、昭和40年時点では、人工林はそのうち4万3千haにすぎず、当時県は60年までに人工林率を55%にする長期造林計画を持っていた。一方、この時期は、びわ湖下流の京阪神地域の水需要が急速に増加する中で、上流・下流の利害対立から琵琶湖総合開発計画（基本的には、渇水時に従来より水位を下げてびわ湖の水を利用しようとする、下流の水利権拡張を企画するものであり、これとの関連で上流地元の諸開発も進行させようとするものであった）の実現が行き詰っていた時期である。このような時期に、下流地方公共団体が、びわ湖の重要水源地域における森林の保水機能を高めるために、県の長期造林計画を推進させることが不可欠であるとの理解を示し、造林公社を設立して自らも出資し、事業経費の一部も負担することに合意したのである。（このような形での造林公社の設立は、琵琶湖総合開発計画そのものの話し合いを前進させるについての重要な機能も果たしたと考えられる。）

公社の構成社員と各々の出資額は表1に示した如くである。出資額の42.3%は、下流公共団体によって出資されている。そして、それぞれの出資額比率に応じて、融資残の事業経費を公社に

表1 滋賀県造林公社社員内訳

	社員数	出資口数	出資額	
滋賀県	1	800	8,000	千円
下流団体	8	800	8,000	大阪府 3,000千円, 大阪市 3,000
滋賀県下市町村	27	280	2,800	兵庫県 600, 神戸市 120
県森林組合連合会	1	10	100	尼崎市 440, 西宮市 60
計	37	1,890	18,900	伊丹市 70, 阪神水道企業団 710

公社『造林公社の概要』より

貸付ける（条件は、年利3.5%、主伐時元利一括償還）義務を負っているのである。

滋賀県造林公社は、昭和40年の設立当初、10ヶ年で約1万haの造林計画を持っていたが、47年度までに7,000haの植栽を完了した。この時点で、びわ湖造林公社が発足し、新たな（48年度以降）植栽およびこれに係わる保育管理事業は、こちらに移ることになる。（47年度までに植栽されたものの保育管理は、引き続き滋賀県造林公社が行なう。）このびわ湖造林公社は、目標年次の56年度までに、約1万2,500haの人工林を造成する計画をたてている。（よって、滋賀県において造林公社が担う造林は計約2万haとなる。）なお、両公社の主たる相違点は、びわ湖造林公社は滋賀県の単独出資（1千万円）で設立されたものであり、また前述の融資残事業経費をびわ湖造林公社の場合は、琵琶湖総合開発特別措置法に基づく琵琶湖総合開発事業資金管理財団（滋賀県が設立し事業資金は大阪府、兵庫県から50億円の融資を受けて運営）から借入れる点である。なお、借入れ条件は同じ。

これら両公社によってなされた年度別造林面積は表2の如くであり、毎年ほぼコンスタントに千ha程度新植されてきたことが分る。今や、県下の年造林面積の約半分が、公社造林によって占

表2 滋賀県民有林における年度別人工造林面積

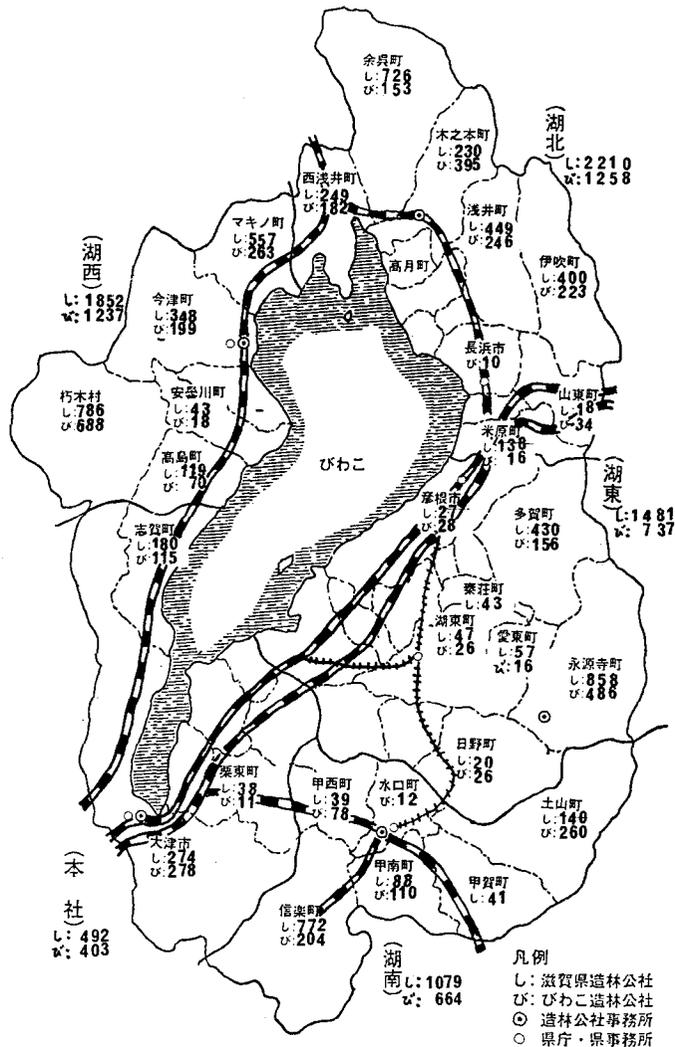
単位：ha

区 分 年 度	補助造林		融資造林		公 社 造 林	公 団 造 林	そ の 他	単年度人工造林 合計		人 工 造 林 率 %
	再 造 林	拡 大 造 林	再 造 林	拡 大 造 林				再 造 林	拡 大 造 林	
昭和40年	514	1,165	15	95	103	50	1	529	1,414	21.6
41	307	1,085	6	3	600	76	1	313	1,765	22.4
42	201	1,172	17	32	1,000	55	1	218	2,260	24.1
43	188	1,039	5	8	1,091	28	1	193	2,167	25.2
44	172	1,043	4	10	1,054	42	2	176	2,151	26.6
45	111	870	4	10	1,068	5	71	92	2,047	28.4
46	59	985	21	13	1,035	39	176	102	2,226	29.7
47	138	1,160	5	9	1,146	84	129	143	2,528	31.2
48	76	1,200	—	18	1,000	3	103	76	2,324	32.1
49	100	921	30	37	1,264	16	74	140	2,302	33.8
50	82	1,044	37	13	1,005	5	83	136	2,133	35.0
51	95	983	42	4	1,030	30	82	148	2,118	36.1

県『林業統計要覧』より

められているのである。これら公社造林は県下のどの地域でよく伸展しているかは、図1に示しておいた。管区別では湖北管区が最も多く、次に湖西管区である。市町村別では、多い順に列記

図1 市町村別公社造林面積累計 51年度末(52年6月30日)現在 単位:ha



公社『51年度業務報告書, 決算報告書』より

すると、朽木村、永源寺町、木之本町、浅井町、伊吹町、マキノ町、余呉町、信楽町といったところである。これら造林地に対して保育管理も当然行なわれているのであるが、公社の事業規模を51年度予算規模で見ると、滋賀県造林公社の決算額は1,354百万円であり、びわ湖造林公社のそれは1,650百万円である。これらの大半は長期借入金によって賄われており、前者は公庫から795百万円、社員から302百万円の借入となっており、後者は公庫から1,319百万円、資金管理財団から320百万円の借入となっている。

これらすでに植林された分収造林地の所有形態別比率は、滋賀県造林公社では、部落慣行共有が41%、個人有が40%、市町村・財産区有が19%を占めており、びわ湖造林公社の場合(49年度末)は、それぞれ43%、50%、7%となっている。なお、分収歩合は、25年目の間伐時、50年目の主伐時とも、公社6、土地所有者4の割合である。

表 3 全国造林公社概要一覽

設立年度	公数	社設立数	社名	出資金	役員数			経営森 林面積	50年度 植栽面 積	52.3.31 現在 貸付金 残高				
					理事	監事	職員			造林	林道	樹苗養成	合計	
34	1	1	対馬林業公社	11,040	9	3	15	ha 4,336	ha 242	1,128,697	—	—	1,128,694	
35	1	2	熊本県林業公社	5,200	13	2	18	3,781	383	1,029,490	—	—	1,029,490	
36	4	6	高知県 "	30,000	8	2	18	6,663	679	1,314,464	—	—	1,314,464	
			長崎県 "	32,350	15	3	18	4,586	282	1,227,557	—	—	1,227,557	
			屋久島林業開発公社	—	14	3	4	2,449	91	535,919	—	—	535,919	
			兵庫県造林緑化公社	7,170	11	2	(1) 40	9,795	671	2,626,210	—	1,553	2,627,763	
39	1	7	岩手県林業公社	6,360	13	3	18	8,309	1,001	2,263,810	—	—	2,263,810	
40	7	14	滋賀県造林公社	18,900	16	3	(4) 40	7,107	—	4,021,136	—	—	4,021,136	
			岡山県林業公社	34,200	11	3	30	10,293	1,100	3,409,779	—	—	3,409,779	
			広島県造林公社	5,000	15	3	10	6,625	477	2,147,250	—	—	2,147,250	
			島根県 "	50,300	13	3	(1) 11	8,334	1,005	2,979,419	—	—	2,979,419	
			愛知県林業公社	2,520	22	2	18	1,920	180	747,842	—	—	747,842	
			山梨県 "	1,000	14	2	18	2,696	245	892,692	—	—	892,692	
			秋田県 "	10,000	10	2	(1) 26	6,707	1,000	1,479,606	—	—	1,479,606	
41	11	25	福井県 "	2,250	13	3	11	3,665	550	1,245,952	—	—	1,245,952	
			鳥取県造林公社	1,000	15	3	(1) 9	5,419	504	1,804,685	—	—	1,804,685	
			山口県林業公社	10,000	9	2	(40) 48	5,095	487	1,882,064	—	—	1,882,064	
			富山県造林公社	85,580	13	2	8	3,220	379	1,317,645	—	—	1,317,645	
			宮城県林業公社	112,200	16	3	13	3,019	317	701,996	—	—	701,996	
			長野県造林公社	68,000	18	3	12	5,233	478	1,027,291	18	506,112	1,533,403	
			群馬県 "	14,600	13	2	8	1,794	190	718,709	—	—	718,709	
			石川県林業公社	5,000	16	2	41	5,362	652	2,956,700	1	791,000	10,479,991	
			徳島県 "	17,610	16	3	8	3,400	402	924,455	—	—	924,455	
			岐阜県 "	5,240	15	3	19	5,050	500	1,987,329	5	517,750	2,505,079	
			愛媛県造林公社	10,000	17	2	4	1,576	152	328,745	—	—	328,745	
42	6	31	山形県林業公社	10,000	10	2	8	4,098	653	1,228,537	—	—	1,228,537	
			福島県 "	22,600	11	3	(38) 55	5,472	791	1,432,577	—	—	1,432,577	
			鹿児島県林業開発公社	13,200	11	2	(1) 13	3,121	286	844,553	—	—	844,553	
			宮崎県造林公社	11,500	14	3	(2) 23	9,001	723	2,300,112	—	—	2,300,112	
			京都府 "	12,470	11	3	8	1,014	164	590,905	—	—	590,905	
			和歌山県林業公社	12,240	15	2	(4) 14	1,571	201	861,573	—	—	861,573	
43	2	33	神奈川県造林公社	22,000	11	2	13	1,022	122	505,018	—	—	505,018	
			木曾三川水源造成公社	8,360	9	3	(1) 8	3,494	500	1,465,140	—	—	1,465,140	
45	2	35	青森県造林公社	20,000	11	2	5	1,970	452	626,295	—	—	626,295	
			大分県 "	19,850	20	3	15	2,855	520	931,558	—	—	931,558	
47	1	36	新潟県林業公社	22,400	9	2	18	1,055	409	439,197	—	—	439,197	
48	1	37	びわ湖造林公社	10,000	15	2	(4) 40	3,269	1,005	2,881,794	—	—	2,881,794	
計			37 公社	730,140	492	93	(98) 685	164,382	17,793	54,716,710	24	1,814,862	10,495,544	56,581,116

次に、改めて当県公社の特徴を整理して列記しておくこと次のようなものである。

- ①森林の公益的機能を楯に、下流域水需要者から、造林事業費の一部負担を引き出している。  
(他にこのような公社として、木曾三川水源造成公社がある。)
- ②年々、1000haを越えて植栽しており、この事業量は全国の造林公社の中でも大規模の部類に属する(全国平均は481ha/年)。造林面積累積は全国一である。また、造林補助金を全く用いていない(このような公社としては他に、島根県造林公社と和歌山県林業公社がある)ことも加わって、当県両公社の農林漁業金融公庫からの借入金残高合計は69億円に達し、二番目に多い石川県林業公社の39億円をはるかに凌いでいる。(表3参照のこと)
- ③育林労働を大々的に県外からの出稼ぎ労働者に依存している。表4で示した如く、昭和52年度の育林労務に携わった労働者は、1,250人であるが、そのうち65%までもが県外からの出稼ぎ

表 4 出身府県別就労管内別労務班数および労働者数 (52年11月21日現在)

管 内 出身府県		本 社		湖 北		湖 西		湖 東		湖 南		計	
		班数	労働者数										
県 (滋賀県)				12	74	21	138	12	62	28	160	73	434
県	宮崎県	1	27	12	125	2	13	4	63			19	228
	岐阜県	2	12	15	96	1	35	2	13	1	3	21	159
	高知県	5	40	2	12	5	42	1	17			13	106
	徳島県					20	79	1	15	1	3	22	97
	青森県	1	18	1	15	6	53			1	10	9	96
	和歌山県			1	4	9	50	1	6			11	60
	熊本県			1	30							1	30
	岩手県			1	9							1	9
	大阪府			2	9							2	9
	秋田県			2	8							2	8
	奈良県			1	7							1	7
外	長野県									1	5	1	5
	愛媛県							1	2			1	2
	小 計	9	97	38	315	43	267	10	116	4	21	104	816
合 計		9	97	50	389	64	405	22	178	32	181	177	1,250

公社「労務調査」より

労働者である。県内労働者の $\frac{1}{3}$ は女子であり、また、県内労働者のうちには老人労働者も多いことを考え合わせると、当県公社は、育林労働を県外労務に基本的に依存していると云えるであろう。宮崎県、岐阜県、高知県、徳島県、青森県といった諸県からの出稼ぎが多く、全国の広汎な府県から集まって来ている。一般に、造林公社は地元労務に強く依存し、それが森林組合によって組織されている場合が多いのであるが、この点当県公社は他と大いに異なっている。

### Ⅲ 県外労務依存構造の形成過程

前述のごとく現在、当公社の育林労働は、基本的に県外労務に依存している。しかし昭和40年の設立前後には、公社は、県内からの労務の掘り起こしを構想していた。いな、むしろ、当県は

従来薪炭生産県であり、当時薪炭生産従事者の就労転換が問題<sup>7)</sup>になっていたことから、彼等を救済して就労機会を与えるためからも公社設立が企画されたのである。昭和40年時の、公社の労務計画に関する資料によると、39年度末の県下総林家数は15,947戸であり、これら林家の農林業従事者数は35,033人。このほぼ1割の3,570人が「造林公社事業稼働見込」者として各市町村ごとに計上されていたのである。

そして、現に、初年度である40年度の事業の多くは、地元労務に頼って出発したのである。表5は、40年度の事業地別事業量を示したものである。この年度には表に掲げた以外に造林小屋掛

表 5 40年度事業地別事業量

事 番 業 地 号	事 業 地 名			植 栽 完 了		地 拵 の み	
	町 村	大 字	字	面 積	事 業 費	面 積	事 業 費
1	伊 吹	弥 高	赤 谷	14.73 <sup>ha</sup>	1,499 <sup>千円</sup>	23.00 <sup>ha</sup>	1,116 <sup>千円</sup>
2	木 之 本	金 居 原	須 亦	10.36	1,136		
3	余 呉	上 丹 生	荒 谷	10.89	1,112		
4	〃	柳 瀬	雁 谷	7.30	718	10.00	554
	〃	〃	新 谷	13.00	1,257	4.00	212
5	〃	中 河 内	佐 義 長	26.47	2,624		
6	西 浅 井	大 浦	大 ツ 組	11.26	1,015	7.10	357
7	マ キ ノ	在 原	ウ コ 谷	9.68	1,014	12.10	686
8	余 呉	中 河 内	後 谷			10.80	640
9	今 津	梅 原	荒 谷			50.00	3,150
10	高 島	高 島	滝 谷			10.00	504
11	永 源 寺	高 野	堂 ノ 後			8.00	393
12	〃	君 ケ 畑	ノ タ ノ 坂			8.00	433
13	多 賀	大 君 ケ 畑	奥 山			10.00	554
計				103.36	10,375	153.00	8,599

公社『40年度業務報告書決算報告書』より

事業（147万円）、作業道事業（101万円）、木起事業（283万円）、測量その他（112万円）等が行なわれているが、それらはともかくとして、主に、年度内に植栽までを完了した事業地について、どのような形でこの育林労働が遂行され、その後それが、どう変化していったかを、事例的に見ておくことにする。<sup>8)</sup>（なお、公社は正式には40年4月1日から事業を開始したのであるが、それまでの間の現場作業の準備を長浜市にある県事務所林業課が担当していた。それは、ここが伊吹町下板並での県行造林を年間手がけてきた実績を持っていたからである。よって、初年度の公社の事業地が、県事務所の長浜管区に偏したものとなっているのである。）

中河内の場合；当部落は余呉町の中でも椿坂峠を越えねばならない奥地部に属する。よって最も遅くまで木炭生産が行なわれていた地区である。従来5万俵/年の木炭生産地と云われてきたが、40年頃までは4～5万俵/年の水準が維持されてきていた。40年当時の戸数は枝郷を除くと約45戸であったが、うち40戸程度が木炭一本で生活をしてきた。部落のほとんどの山は部落有林であり、それは見込面積で約3,000haに達する。39年の暮に、公社より分収造林の土地提供とそれへの労務従事の勧誘があり、区の総会が3回開かれて活発な論議が交される。論議の中心は、ここでスギの木が育つか（雪に大丈夫か）という点と、確かに炭の値は下がってきたが、ま

だ量でカバーすることによって木炭生産を続けて行った方が有利ではないか、とする点であったと云う。（反対者がはじめ半数ほどに達していた。）「炭焼きはやがてダメになる。その救済事業としても公社の仕事がある」との公社の側からの説得もあって受け入れることを全員一致で決める。「救済事業であるし、自分らでやろう」と、全戸が労務に出ることにし、労賃が高くあげられるようにと、最も便利な場所にある林地を提供することにする。40年の9月に地拵えをやり、秋植えを行なったが、その面積は表5に示した如く26.47haであった。まず5つに山割りをし、全戸（小学校の先生の2戸も加わる）が全くのクジ引きで担当の山を決めた。5つに大割りにされた山のうち1区画のみが8戸で共同作業を行なったが、残り4区画は、その中で再度クジ引きし、個人割りにして作業が進められた。地拵はナタとヨキで行なった。事業は部落請けの形をとっており、請負契約者は区長である。事業費は部落費等には一切留保せずに各人に分配された。しかし、炭焼きの日当の8割程度であったという。炭焼きも9～11月は最後の追い込みで忙しい時期であったが、その合間をぬっての育林作業が行なわれ、43年までは、このような「炭焼き＋育林賃労働」の形で所得形成がなされたのである。この間木炭生産量は減じたとはいえ3万俵/年は維持されていた。一方、41年度には23.7ha、43年度には14.0haの新植が進められた。ところで、育林賃労働の比重を高めてくることによって一番困ることは、冬の仕事が減少してくることであったという。（従来は、冬に木炭用の俵生産に励み、多い人で1,000枚を編んだのであり、それがかなりの副収入をもたらしていた。）一方、湖岸周辺を中心とした通勤可能な労働力市場が開けてくる。そして、44年に至って、多数の男性が炭焼きから転換（うち16名は、高月町のN電気ガラスK.Kが工場拡張をしたのを機に、そこに就職。現在そこに21名が就労。高月町へは車で30分。ただし、冬は木之本町で下宿する人が多い）したことにより、それまでの形での育林作業を止めにするようになる。以後、女性を中心とした有志でグループを作り（「愛峰クラブ」と称し、女性約30人、男性3人が参加）、既植栽地の保育管理を行なってきた。この場合、個人に山割りをせずに、共同作業として行なわれている。なお、現在も下刈は鎌を用いている。一方、新たな植栽地へは県外労働者が入ってくる。現在、当部落在住者のほとんどが前述の如く「近郊都市」（高月町、虎姫町、長浜市、敦賀市）の他産業へ通勤しているのであるが、賃金水準は決して高くはない。しかし、安定して通年働けるのが一番の魅力であるという。ところで、定年退職後は、ゆっくりと山仕事にでも従事したいとの希望を洩らす者が多い。

上丹生の場合；上丹生は余呉町の中心地中之郷から車で10分程度、高時川添いに溯った所に位置し、約120戸からなる部落である。40年度に10.89ha、41年度10.00ha、42年度15.00ha、43年度35.00ha、44年度16.60ha、45年度11.00ha、46年度10.50haの公社造林の新植を行なってきた。40年に区長から頼まれて、従来炭焼き仕事一本できていた4人が育林労働の組をつくる。年令構成が40才、35才2人、32才と若かった。造林仕事の経験はなかったので、7月に、すでに他県の労働者が行っていた柳ヶ瀬の作業を見学する。地拵には従来自分達が使っていた越中ナタよりも柄が長いフジキリナタの方がいいことを学ぶ。途中で仕事を放り出さない旨の証文を区長宛に書いて始める。造林地に生えていたマツの立木50石程度を、「賃金のたしにしてくれ」と区から云われて貰う。（土地は、丹生神社有林。）秋の植栽時には4人の妻も出役。この4人で3年間（42年度まで）やる。2年目の地拵には、公社からチェーンソーを借用。この3年間は、全く炭焼きはせず、冬は土方に出たり、近くの工場で臨時仕事に従事する。43年に4人とも転職（3人は前述のN電気ガラスK.Kへ、一人は長浜へ）。以後の育林仕事は、全面的に県外労務が担う。現在部落からは、彼等に声をかけられて、植付け作業に老人・婦女子が出る程度である。

摺墨の場合；40年度の植栽完了地ではないが、上記の上丹生の隣りの摺墨部落の場合を略述しておく。ここでは、37年頃までに炭焼きはほぼ止めていた。42年に公社から土地提供と造林事業

の部落請けの話があり、承諾。「山の仕事の苦勞を皆んなで知ろう」と5haの地拵を全戸（20戸）でやることを総会で決定。2.5反づつに山割りをしてクジ引きをする。実際には8戸（役場に勤めている者2、寡婦2、そして鉄道員、製材所員、瓦職人、身障者各1）が人を頼んで作業を行なうことになり、親戚を頼んだ者3、県外労働者（柳ヶ瀬に来ていた労働者が、請負業者を介せずに独自にやる）に頼んだ者5であった。これらの家は、食事代、酒代程度が持ち出しとなった。地拵で全戸出役が不可能なのが分り、部落総会で、植付けは希望者に任そうということになる。33才のN.K氏、60才のN.R氏、60才のM.T氏、58才のY.T氏の4人が参加する。Y.T氏は区長で、仕事監督の意味からの参加。44年度までこの4人で造林作業を行なう。45年からはN.R氏とM.T氏の2人組で、現在も継続しているが、日当は県外者の半分が出ていい方だという。現在、当部落の大半の育林作業は、県外労働者の手に委ねられている。N.K氏は従来から、小型トラックを一台所有し、パルプ材の輸送販売（奥川並附近のかっての製炭者が、自前でパルプ材を生産して道端まで出してきたものを、中之郷のチップ工場に輸送販売）をやっていた人であり、この仕事を継続させつつの造林作業への従事であった。現在は国鉄新幹線の夜間保線夫をしている。氏は、公社の仕事を止めた理由として、①不安定（特に冬仕事がないことと、10年先の仕事の保証がないこと）、②社会保障が不備、もし病気にでもなればと心配、③高年令者との共同請けであり、賃金を平等割りにしていたのが不満（これは感情問題にまで昇じたという）、を挙げている。ただし、山仕事は隠居仕事にはもってこいだと言明している。

在原の場合；マキノ町に所在し、40年当時47戸。米が比較的穫れる山村で、従来、〔炭+米〕で生計をたててきた。公社の仕事は、当初から部落請けとして行ない、希望者を3月に募り、山の係り（帳面つけ）を決めてやってきた、ほぼ毎年、男15人、女15人程度が参加している。事業費は、賃金としてすべて彼等に分配。土地は、部落有林地であり、「人に貸すとやってしまった気になる」と、奥の山を提供している。仕事のやり方は、部落の者全員が見張っているようなものであり、手抜きした山をつくると、その時の区長の責任が問われると云う。現在、男で5,500円/日、女で4,500円/日の手取り。近年になり、働き盛りの男性はマキノ町に通勤（車で20分）に出ようになり、公社の仕事は、女性と高令者男性が中心になりつつある。そして、造林木が成長して、木起しが重労働となってきたため、これを契機にして52年4月から初めて県外労務が入り出している。

その他の場合；弥高の事業地には、当初から県外労働者が入った。前述の県行造林を請けていた業者のもとで伊吹山脈越しの岐阜県春日村の労働者が行なったものである。柳ヶ瀬の場合は、当初、60才前後の地元3人でとりかかったが、地拵を2割程して脱落し、同じく春日村の労働者に引きつがれた。金居原も、地元2～3人で始められたが、途中で姫路市の下刈り機械販売店が抱えていた労働者5～6人の手に委ねられたが、現場への歩行距離があり過ぎて「日当にならない」と、これも途中で放棄。結局は高知県大正町の労働者が入ることによって植栽までを完了している。なお、大浦の場合は、多分当初から春日村の労働者によってなされたのではとのことであったが、確かなことは不明。

なお、40年度には地拵のみの終了であるが、表5で見る如く、最も事業規模が大きかった今津町梅原（部落有林野）の場合は、この山のパルプ材生産を手掛けていた岐阜の素材業者中島氏によって行なわれたものである。パルプ材生産と並行しての地拵は合理的で、また、張ってある架線を利用しての山行き苗の運搬により植栽経費も安くつくことから、氏は造林事業も手掛けることにする。これを契機に氏は、公社造林に全面的に係わり（41年に中島林業K.K設立）、現在約150名もの労働者を掌握する造林請負会社に成長するのである。伐出業の系譜をひく請負業者には、他に例えば43年度から当公社での造林請負を始めた奈良県十津川村出身のT.K組等があ

り、主として彼等伐出業者の系譜をひく者によって、地拵過程へチェンソーが持ち込まれたのである。

以上の事例からも明らかなように、設立当初公社は、その労務を主に①地元依存することを考えていた（このこととも関連して、造林地の多くは部落有林野であった）。他に、②先行していた県行造林に携わっていた請負業者の関係から新たな労働者を引き出そうとした（春日村の者は、以前に製炭出稼ぎとして湖北によく来ていた。下板並の県行造林に際して、県が彼等を引き込んだのであり、県行造林の県外労務は、この春日村出身者に限られていた）。さらに、③当地に仕事に来ていた伐出業者に働きかけて、造林請負仕事に転換させた（先述の T.K 組もそうである）。なお、大正町出身者だけは、先方の方からの（町が卒先する形での）「売り込み」であった。

地元民を主体にした労働編成は、しかし、すぐに挫折をする。道路整備および自動車の普及に伴って、湖国滋賀県では山奥の山村からでも容易にびわ湖周辺の平坦部へ出れるようになった。そして、そこに急速に開けてきた、より安定した通勤形態の労働市場へと、地元民は総じて賃労働者化し、かつ、脱林業化していったのである。

ところで、このような事態の進行を、単に都市部の労働力吸引力の上昇の結果としてではなく、不完全ではあるが県外労務と地元労務の間の「競合」過程を介したものであったことを見しておく必要があるであろう。

地元民は育林業の馴染みが少なく、経験があるとしても、自分の山に毎年小面積づつ手間暇かけてやってきた者達であり、他方、県外労働者は、「出稼ぎとは哀しいものです。当座の金を一銭でも多くという気持で働かねばなりません。」（40年に労働者を率いて自らも労務に携わった、大正町の I.M 氏談）と語られるような出稼ぎ人気質を持つ者達であった。この気質は、労働時間にも端的に現われており、暗くなるまで現場で仕事をし、懐中電灯を頼りに下山してくる者も多い。よって、地元民は県外労働者のように、労働の自己強化をなすことができず（さらに、生産能率を上げる林業機械をほとんど所有、使用するに至らなかった点も加わって）、出来高賃金制のもとでさしたる「日当を引き出す」ことができずに「敗退」していったのである。そして、造林公社は、県外労務に基本的に依存して行く方向をとることによって、計画通りの年1千haの新植（とその保育）を達成して行くことができたのであり、また、公社造林のもつ資本主義的側面が、土木請負作業的な労働編成を指向したと云えるのである。

#### IV 労働力掌握構造

以上のような過程を経て、さらに、公社がより積極的に働きかけてきた結果、前に見た如く現在、約800人の県外労働者を引き寄せることに成功している。では、一体どのような労働力掌握形態および労働条件等のもとで、このことが可能となっているのであろうか。次にこの点について見ることにする。

公社との事業請負契約を交わすところの元請は、形式上森林組合になっている場合が多い<sup>9)</sup>。しかし、実質的には、この元請の下請となっている造林請負業者が労働者を組織して事業をしており、業者利得発生の可能性も彼等の手中にある。

表6に示した如く、請負業者数は110である。会社形態をとる者も6業者存在するが、大部分は零細な個人形態のものであり、6人位の労働者の作業グループを1～2班持っている程度のものである。しかも、この作業グループも固定的なものではなく、労働者は毎年激しく入れ替って

いる。例えば、前述した高知県大正町からの労働者は、現在も約30人が当公社の事業に就労しているが、40～42年頃に来ていた15名のうちの4～5が、その中に含まれるに過ぎない。かつ、この4～5名もずっとこの仕事を継続してきたのではない。公社が掌握し、顔のつながりを持っているのは、あくまで業者レベルまで<sup>10)</sup>であって、労働者に関しては、名前すら把握していない。

請負業者のうち若干は、自らも育林労働を行なって労賃収入を稼ごうとしているが、それは、より業者利得が少ない場合と考えるとよいであろう。しかし、この場合でも、あくまで「業者」として上昇していこうとの意欲を持っており、他の労働者と性格を異にする。労働者の仲間集団の単なる代表が、請負契約の契約者になっている場合は少ない。

請負業者の存在意義は、労働者を調達し、労働組織を維持することにあるが、それを、さしたる客観的決め手（資力、権力、部落内の地位）を有せずにやらねばならず、個人的資質と公社への顔を頼りに腐心<sup>11)</sup>しているのが現状である。労働者の調達のための専門の嘱託職員を置いている会社形態の業者も例外的にはあるが、公社が毎年冬に業者の出身部落に職員を同行させ、彼に信用を付与する形で労働者が集められている場合も結構多い。出身部落は、種々の出稼ぎ労働に就いている労働者相互の情報交換の場であり、労働力の需要者と供給者が出合う場でもある。そして、出稼ぎ労働者の正月の帰省休みは、過去一年の労働組織の再編期としてもある。

請負業者および労働者の前歴は雑多であるが、共通していることは、林業に馴染のある山村出身者がほとんどで、当公社に来る前に一度は林業関係の仕事に就いた経験を有していることである。前述した大正町の I.M 氏は、当公社の来るまでの10年間は、地元国有林で造林関係の仕事に携わっていたし、春日村出身者のほとんどは、かつては、炭焼きで生計をたてていた人達である。また、かつて伐出業に従事していた者も多い。「造林事業入札等参加資格審査申請書」には、前歴を書き込む項目があり、湖北出張所関係では24の請負業者が記入しているが、その中でかつての職業を「伐出業に従事」と明記している者が7名を数える（「〇〇年公社の労務募集に応じる」等の形でのみ記入されていて、前歴が不明な場合が多い中での7名である）。中島林業 K.K は素材業者の系譜を引くものであることは前述したが、現在掌握している 152 人の労働者<sup>12)</sup>の大部分も、かつては伐出生産に従事していた者達である。彼等の出身県は、和歌山県と徳島県であり、前者は本宮町、美山村、竜神村からが多く、後者は木屋平村からが多い。それらはいずれも民有林業の盛んな地域である。

しかし、林業から一旦離れていた者も相当数に達すると思われる。たとえば、湖西出張所管内で7人の労働者を組織して、請負事業をしている青森県出身の A.M 氏の場合はこうである。氏は、30年に中学を卒業すると同時に北海道の風倒木処理に3年間従事し、次の3年間も同じく北海道で造林関係の仕事をする。その後10年少しを土木関係の出稼ぎをしたが、主に東京で、大成建設の孫請けの土木作業員であった。48年に、当公社へ同郷の請負業者に連れられて仕事に来、翌年から独立している。氏は、自分はずっと「金取りの方へ走ってきた」と云い、48年に再び林業関係に戻ったのも、当時「（この）山には盲点があったから」とであると云う。土木事業は次第に機械力が主軸になってきて、常雇いが多くなり（出来高請負作業が少なくて）儲からなくなっ

表6 請負業者形態別業者数、労務班次、労働者数  
(昭和50年度)

請負業者の形態	業者数	労務班次	労働者数
会社	6人	24	190人
造林組合	1	3	25
個人	103	121	605
計	110	148	820

公社『労働者調査』（50年度）より

ていたと云う。(ただし、公社の仕事も次第に厳しくなりつつあり、手直しも要求されるようになったとのことである。)

次に、労働者の年齢構成について一瞥しておこう。事例的に、春日造林組合(46年に請負業者を排除する形で設立<sup>14)</sup>、T・R組(現在、大正町出身者を最も多く掌握している請負業者、大正町の他に近接の十和村、橋原町出身者も多い)、中島林業K.Kをとり上げてそれを見たのが表

表7 労働者の年齢構成  
(昭和52年)

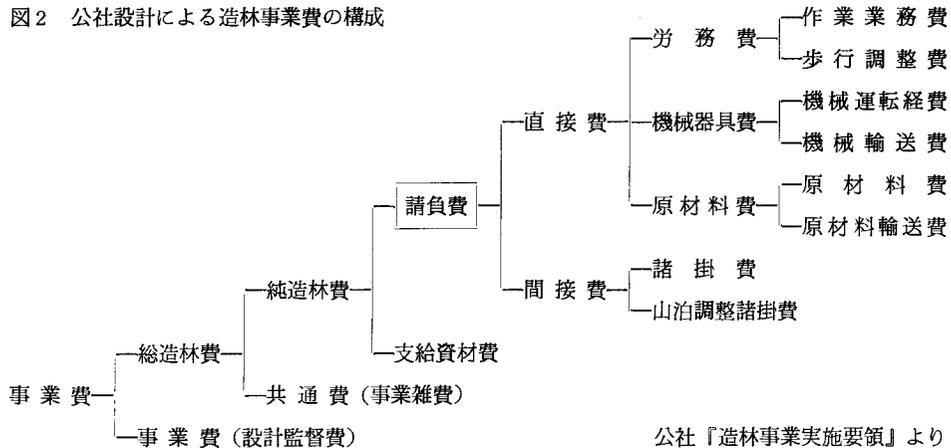
	春日造林組合		T・R組		中島林業K.K	
	男	女	男	女	男	女
20代	3人	1人	13人	0人	16人	1人
30代	5	2	4	0	10	3
40代	7	8	3	1	61	6
50代	4	0	8	1	41	5
60代	5	0	3	0	6	1
70代	0	0	0	0	2	0
計	24	11	31	2	136	16
平均年齢	44才		39才		46才	

各業者資料より

7である。平均年齢がそれぞれ44才、39才、46才と造林労働関係にしては低い。また、20代、30代の労働者も結構加わっている。中島林業K.Kの場合に、40代、50代の者が比較的多いのは、他の組に較べて労働者が定着的であり、10年前に30代、40代で始めた者を中核にして、それに新たな者が加わる形で発展してきたためである。

公社の設計による造林事業費の構成は図2に示した如くである。苗木は勿論のこと、山泊宿

図2 公社設計による造林事業費の構成



公社『造林事業実施要領』より

泊施設等は、「支給資材費」から支給される。請負業者は「請負費」を受け取って事業をするが、主要な支出は労務費である。他には、マイクロバス等の輸送手段、チェンソー・下刈機等の生産用の機具(これらは労働者が所有している場合もあるが、その場合、機械持ち労働として評価した労務費を労働者に払う)、木起し用縄等の原材料、テレビ・炊事用具等の生活資材等の購入費と前述した森林組合への手数料といったものである。業者からの聴き取り調査によると、労務費は請負費のほぼ8割程度になっている。「ピンハネ」はどの程度のものか把握しえなかったが、労働者を掌握することに腐心しなければならぬ時代にあって、これを大巾に収取することは困難であると思われる。

次に、作業形態および賃金の支払形態について少々見ておこう。これは、6~7人の労働者が

共同で作業を進め、出来高を平等割りにすることを基本にしており、これに、作業道つけや苗木輸送関係等の作業種によって、また、追加臨時的労働者の受入れの際に、日給支払（「常備」扱い）がなされるという場合が一般的である。しかし、春日造林組合の場合のように、徹底して個人（夫婦単位<sup>15,16</sup>）に山割りをして作業を進めている例<sup>16</sup>もある。また、中島林業 K.K は、種々難多な形態そして規模の労務班を抱えているが、かつて伐木造材に携わっていた者、および、かつて炭焼きをしていた者は、個人割りを希望する傾向にあり、そうさせてもいる。現行の育林労働にあって、協業作業といっても単純協業の域を出ず、作業形態による生産力格差は見出し難い。生産力を基軸にしてある種の育林作業形態が形成される傾向にあるというわけではなく、単に自分が以前に経験して身につけている諸形態の現作業へのもち込み、の状態も結構見出しえるのが現状である。（なお、46年度より始まった、ヘリコプターによる苗木輸送は、<sup>17</sup>資本による、労働の分轄としての、一つの分業形態の形成といえるであろう。）

次に賃金水準についてであるが、前述したように労働者による労働の自己強化が行なわれている関係で、労働者が手にする労賃はかなり高い。請負業者は、地元の2倍は出せない<sup>17</sup>とこちらに働きに来てくれないと言明しているし、労働者側からの聴き取りでも、基準賃金の2~2.5倍は稼いで帰りたい気持で来ているとのことであったし、現に稼いでいるようである。現在、月30万円といった所が相場と思われる。この「高水準」賃金を基軸にして、先に見たように、①全国各地と云ってよい所から、②若壮年労働者も含む形で、③伐出生産従事からの若壮年での転向組、および、④一度林業を離れて都市に流出していた者を引き戻す形で、労働者を引き寄せているのである。

しかし、この「高水準」はあくまでカッコつきである。高知県大正町の森林組合労務班員、および、大正営林署定員外職員と年間賃金収入を較べてみたのが表8である。大正町森林組合には

表8 就労先別賃銀水準比較

(昭和52年度)

就 労 先	計 算 方 法	年間労賃収入
滋賀県の造林公社	30万円/日×8ヶ月    (1.2万円/日×25日)	240万円
大正町森林組合	失業保険 7,500円/日×249日+26万円    (187万円/年) (7,500円×0.7/日×50日)	213万円
大正営林署	ボーナス 5,000~6,000円/月×25日×12ヶ月+5.5ヶ月分    12.5~15万円/月	220~260万円

聴き取り調査および大正町森組、大正営林署資料より作製

52年12月現在で146名（うち男性77名）の労務班員がいる（平均年齢48才）が、年200日以上就労する者は41名であり、うち最高の249日が30名存する。大正営林署の定員外職員は114名であり、年300日（月25日）程の通年就労が保証されている。日当では、公社1.2万円、森組7,500円、営林署5,000~6,000円と公社の場合が高いが、湖北、湖西管内では12~3月は雪で就労できなく（何割かの者は冬仕事として、湖東、湖南の方に現場をまわしてもらってはいるが）、年8ヶ月しか働けない。しかも、森組の場合は失業保険による収入が、営林署の場合はボーナス収入が入り、結局、年労賃収入において三者はほとんど変わらない額となる。公社就労労働者は、冬の4ヶ月に

何らかの「拾い仕事」をしてある程度の収入はこれにプラスされようが、一方、彼等の出稼ぎ労働は二重生活を強いられ、また、年4～5回は郷里に帰る（正月、田植え時、盆、秋の収穫時ないしは子供の運動会、に帰る者が多い。これに臨時的な帰省も加わる）ために、その旅費にも相当の出費を要する。「高水準」賃金は、まさに当座の「日銭」において高水準なのである。

## V む す び

以上、14年目を迎えている滋賀県の公社造林の展開過程を、その労働の仕方の変貌に焦点を当てて述べてきた。この変貌は一口で言えば、部落請けによる農民的な編成のものから土木事業的請負業者による賃労働的な編成のものへの展開としてあった。

この10年少々の間に、滋賀県下の部落一農民は大いに変化した。これは当地域の歴史において画期的な事態であった。農民（林家）の多くは他産業に就職し、山の所有は手離さないが、それとの生産的関係を断ち切った土地持ちプロレタリアートとなって行った。このような時代において、公社が山に対する生産的関係を維持し、急速かつ計画的に拡大造林をなしてきたことは、それ自体高く評価されてよいであろう。

当公社は、全国各地と云ってよい広汎な所から壮年労働者を引き寄せることによってこれをなしたのであるが、この労働者は徹底した出稼人気質を持った「賃労働者」であった。日本の育林労働の歴史における「農民」的なものと切れた典型的なものとして、当公社の育林労働はあったのではないかと思われる。この意味で当公社の労働力掌握構造は、これから益々重要性を増してくるであろう機関造林の、今後のための一つの指標となるとと思われるのである。

ところで、労働者を当公社に引きつけてきたものは、「高水準」賃金であったが、これを可能にしていたのは、育林労働の土木事業的取扱いであった。早い造林地では3令級に入らんとしており、森林造成の成果が現われ出している。施業技術的視点からの評価が可能な時期に差しかかりつつあり、それが急がれる必要があるとも考える。

そして、このことと関連していると思われるが、公社は50年度から、育林労働遂行の看視員制度とも云えるものを発足させ、「造林連絡員」として32名の地元篤林家を選んで作業現場の見廻り（条件は、月10日の出役義務があって月6万円支給される。なお、地元林家への土地提供の働きかけもする）を依頼している。

また、53年3月には、公社に土地提供をしている土地所有者によって、滋賀県公社造林推進協議会なるものが発足した。目的を「公社がすすめる造林事業の推進に積極的に協力」（同会会則第一条）することになっているが、この会の初仕事である土地所有者へのアンケート調査の項目からも分るように、会員の最大の関心事は、施業内容である。3月23日の第1回懇談会においても、「公社に出した山のできは、なぜこうも悪いのか」という質問が出されたという。この会の成立によって種々の施業的注文が出てくることが予想されるが、公社当局はこれを、「張り合いが出てきてよい」と受け止めており、分収造林としての共同経営意識が芽生えてくることを期待している（専務理事談）。「はじめに」において、公社造林は「経営」をある程度度外視している、と述べたが、育林生産を通じて少なくとも借入金の元本と利子は返済しなければならず、労働成果のでき具合に関心を払うことは、「経営者」として当然の行為と云えるであろう。

ここで問題となるのは、施業を集約化していこうとする際に、「高水準」賃金が果して引き続き形成しうるか（よって、出稼ぎ労働者を従来通り引き留めておきえるか）ということである。「大地」からより多量のより良質のものを引き出そうとする<sup>18)</sup>労働強化、と、人為的に区切った作業目標に向って生産能率を上げようとする<sup>19)</sup>労働強化、とは、たいそう調整のむつかしいもの

としてある。土地生産性と労働生産性は、依然として統一困難なところの生産力発展の2大方向としてあるのである。

当公社造林は今後、生産力的には、「ていねいさ」を組み込む形での、経済的には、「高水準」賃金形成からはみ出た女性・高年齢者を組み込んで青壮年労働者と有機的結合をもたせる形での、労働力掌握形態が模索されて行かねばならないであろう。このような問題意識を持つ時、森林組合の労働力掌握の実態がおおいに気になってくるのであるが、今回調査するに至らなかった。今後、機会を見て是非果たしたいと考えている。

本小論作製のための実態調査に際して、黒沢持宣公社専務理事、下畑伝之助元公社事務局長はじめ多くの人々に大変なお世話になりました。ここで、心から感謝の意を表します。

なお、本研究には文部省科学研究費（一般D）の助成を受けたことを附記します。

### 注釈および引用文献

- 1) 以上の数値は『林業統計要覧』による。
- 2) 熊崎実『森林の利用と環境保全』1977, P172
- 3) 農林漁業金融公庫『農林漁業金融公庫二十年史』, 1974, P380  
 なお、この点につき少々敷衍すると、市町営林に対しては、34年度からその造林に対する制度資金の融資が行なわれていた。一方、都道府県からの造林資金借入についての要望が潜在していたが、①都道府県は市町村に比べると財政能力の面で優れている、②その造林事業は基本的に林業政策と密接に関連したもので、市町村の造林事業（基本財産の育成）とやや性格を異にする、として大蔵省が認めなかった。このような事情のもとで、造林公社は制度融資資金の受け入れ機関として、自由裁量に任されている公庫の資金間流用の枠の中から、「なかばモグルの」に生み出されてきたのであり、34年度設立の対馬林業公社をその嚆矢とするのである。  
 50年度末の「補助造林」融資への総貸付額5,031百万円の83.3%が造林公社を対象とするものであり、非補助造林のうちの「小造林」融資への総貸付額15,617百万円の59.0%も公社に対してである。45年度のそれは、それぞれ64.1%, 33.7%であり、年々比率を高めてきている。今や、造林公社は、公庫にとっての重要な融資対象の位置を占めるに至っているのである。
- 4) この点に関しては、下畑伝之助「滋賀県における造林公社」（森林計画研究会『会報』第203号, 49年6月1日所収）、および、筒井迪夫「滋賀県造林公社、びわ湖造林公社の設立と活動」（日本治山治水協会『森林・コンサベーション』No.3, 1975年9月所収）が要領よくまとめているので参照した。
- 5) 赤羽武、餅田治之「林業（造林）公社の設立とその展開過程」（『東京教育大学農学部演習林研究報告』第5号, 1973）P.26
- 6) 赤羽・餅田「前掲論文」P34によれば、45年度の全国造林公社の新植16,647haを労務調達方法別にみると、森組労務班によるもの68.3%, 造林請負業者・会社によるもの15.1%, 地元部落などの労働組織によるもの11.3%, 公社の直用労務によるもの2.3%, その他3.0%となっている。また、杉山純一郎「公社造林の現況について」（『公庫月報』1977年8月号）によれば、50年度の全公社年間総労務量は3,285千人であり、森林組合請負によるもの75.7%, 地元労務16.2%, 会社請負5.0%, 他県労務2.9%, 公社の直営0.2%となっている。
- 7) 1960年農業センサスによる滋賀県の自営製炭世帯数は1,845戸であり、市町村別では、朽木村（299戸）、余呉村（271戸）、木之本町（144戸）といったところが盛んであった。それが、1970年センサス時点では、県全体で355戸に減少する。
- 8) これは、次の諸氏からの聴きとり調査による。中河内元区長、在原元区長、上丹生の元公社労務従事者、摺墨の公社労務従事者および元従事者、公社の元現場責任職員、現湖北出張所々長。
- 9) これは、労災保険加入の手續上のためであり、森林組合は掛金（1000分の28）を含めて5～8%の事務手数料を取っているにすぎない。森林組合が結成されていない所（マキノ町等）、ないしは存在しないに等しい弱体な所（高島町等）で事業地を持っている業者、および、しっかりした事務能力を持つまでに組織された業者は、公社との直接契約者である元請になっている。
- 10) 従来公社は、この業者の性格把握すら充分ではなく、云わば行き掛りの顔のつながりから、仕事を請けさせていた。しかし、52年度から、統一的な形式を持った「造林事業入札等参加資格審査申請書」を提出させるようになってきている。（実際の入札はなされるには至っていない。）
- 11) 今回、業者の実態把握に際して重点対象とした湖西出張所管内では、王子緑化K.Kおよび富山興業

K.K が、このような囑託職員をそれぞれ 1 名および 2 名づつ抱えていた。52年11月21日現在で、前者は 2 班22人の労働者を、後者は 2 班17人の労働者を会社に送り込んでいる。なお、富山興業 K.K は石川県を中心にして公団造林を大阪管内一帯で手がけている造林請負会社である。

- 12) 中島林業 K.K は湖西出張所管内で仕事をしているが、公社以外に今津町の県営林の仕事も請負っている。この県営林は明治百年事業として昭和43年から造林が始められてきたものである。52年度の木起しで見ると、公社関係が934ha、県営林関係が 470ha であった。下刈では、約130人が公社の方に振り向けられた。
- 13) この場合、苗木は業者が、手直し労働は労働者が負担することが多い。
- 14) 直接の設立契機は、やはりピンハネ問題であった。46年の盆に帰った時、自然と話が持ち上がり 8 月に発足。しかし、組合つくりにはやはり勇気が要ったと云う。2 割ほど手取りは増える。(しかし、組合費が 3%→4%→5%と年々上ってきており、役員の事務的負担は 5% の組合費でも賄いきれず、犠牲を強いていることが今、問題になりつつある。) 組合長、副組合長、評議員 2 名を投票で決めることになっている。発足当初は、組合員14名(うち女性 3 名)。その後、組合として働きかけて、地元の公団造林、公社造林に従事していた者を引き抜く形で、現在その組合員は35名になっている。春日村の中でも古屋部落出身が 7 割を占め、他に中山、川合の各部落から出てきている。なお、彼の請負業者は、現在も春日村出身者を中心にした 20 人程度の労働者を組織している。
- 15) 春日村造林組合員の場合、小さな子供がない者、また、あってもその面倒を見てくれる親が郷里に居る者は、夫婦で出稼ぎに来ている。もともと炭焼きの出稼ぎの時も夫婦で来ていたという。
- 16) 他の場合ならば、独立して請負業者になっていくような者もうまく抱え込んでいる。これは中島氏の手腕である。よって、労務班が分裂するたびに、飛び出した者が新たな労働者を連れてきて別な労務班をつくる形で中島林業は大きくなってきている。なお、大きな労務班の班長には「庄屋口銭」として 5 歩の手当を出している。
- 17) 公社の基準賃金は、農林省・建設省・労働省の三者協定単価の「山林砂防工」職のそれを採用している。
- 18) アンケート調査の項目の最初から 5 つを列記しておくのと次の如くである。(1)「あなたは公社造林のような造林方法についてどう 思われますか」、(2)「あなたは契約後造林地を見に行かれましたか」、(3)「いつ頃見に行かれましたか」、(4)「山を見られてどのように 感じられましたか」。 (5)「最近と 4, 5 年以前と比較して作業内容は変わっていると思われますか」。(なお、このアンケートの全質問数は 9 項目から成っている。)

## Résumé

In recent years, progress of the expansive afforestation is remarkably declining. The main causes are thought to be hovering low price of timber, shortage of forest workers and high labor wages. Amidst such bad managerial environment, the corporative afforestation is the only one that has been showing steady growth. Therefore, this is to analyze the process of intensifying reliance upon the labor outside of the prefecture and the structure of holding its work force, by taking a case of a corporation afforestation of Shiga. It has the largest project in Japan, and its labor is acquired from outside the prefecture (800 person/yr).

This corporation, being established in 1965, has changed its silvicultural labor, from rural work force which was secured by community contraction into waged workers of public works contractors.

The corporation has been holding contractors (about 100), that become stable now, but workers are often replaced with others.

Workers from outside the prefecture tend to go wherever they find higher "Temporary Wage". The corporation was the very place in which it was very easy to formulate "High Standard" wages by strengthening its own labor on a piece rate base. This high standard wage made it possible to obtain its labor from lumber enterprise and even to pull back its previous workers from other industry.

In order to organize labor for silviculture, however, it seems necessary not only to strengthen labor by increasing work efficiency to artificially divided work standard, but also to re-include rural work force which has been omitted (land intensity, self-completeness of production and labor) and the aged and women.